

2021年9月定例県議会 討論

2021年10月8日

日本共産党 吉田英策県議

日本共産党の吉田英策です。日本共産党県議団を代表して、討論を行います。

まず、知事提出議案第16号、議案第33号、議案第34号、議案第35号について、反対の立場で意見を述べます。

議案第16号、県の行う建設事業等に対する市町村の負担の追加及び一部変更についてです。

県が行う公共事業等に要する経費の一部を市町村に負担させようとするものです。今回の議案は、新たに市町村に負担を求めるための追加を含むものです。大震災と原発事故からの復興の途上にある市町村を財政面からも支援すべきであり、負担を求めるべきではありません。地方財政法や道路法の規定では、「経費の一部を負担させることができる」とあるだけで、しなければならないものではありません。

市町村では、新型コロナウイルス感染症対策で財政負担が大きくなっています。国の地方創生臨時交付金も使い果し新型コロナ対策のための財政確保は、各自治体とも重要な課題になっています。財政負担を押し付けるべきではなく、県が行う建設事業等については全額県の費用でおこなうべきです。

議案第33号、議案第34号、民事調停の申し立てについてです。

この2つの議案は、避難区域外からの避難者いわゆる自主避難者に対して、住宅の明け渡しと未払い家賃の請求をおこなうために、調停の申し立てを行うものです。

そもそも何故避難し、公務員宿舎に入居しなければならなかったのか、原発事故により避難を余儀なくされ、やっと落ち着いたのが公務員宿舎なのです。

自主避難者に対しての住宅の無償提供は2017年3月で終了し、以降は、家賃が発生、そのうえ県は、2019年4月以降2倍家賃を請求し、住宅の明け渡しを求めました。県はすでに4世帯を提訴しており、今回は3世帯に明け渡しと家賃請求、1世帯に未払い家賃の請求を行っています。この間、当事者の同意もなく親族に退去と家賃支払いの協力を求め、入居者を追い詰めてきました。

県は、退去を強要するため、2倍家賃を請求してきましたが、あまりにもひどい仕打ちと言わなければなりません。公務員宿舎を管理する財務省は、福島県に使用を認めており、退去を強要する根拠はありません。県とセーフティーネット住宅入居契約を結んでいない世帯については、避難先の東京都や他県の対応となりますが、退去は求めてはいるものの調停や提訴などは行っていません。福島県こそ避難者に寄り添った対応をす

べきです。

こうした調停の申し立ては、国際人権法、子ども被災者支援法をも無視し、経済的、精神的に追い詰める人権侵害です。今回の民事調停の申し立てが、不調に終われば裁判の提訴につながりさらに避難者を苦しめることになります。原発避難者を強制的に追い立てるやり方はすべきではありません。

次に議案第 35 号、民事調停の申し立てについてです。

この議案は、浪江町の帰還困難区域から建設型応急仮設住宅に避難している入居者に対し、応急仮設住宅の明け渡しを求めるため、調停の申し立てを行うものです。

帰還困難区域の住宅無償提供は、大熊、双葉両町を除き 2020 年 3 月で打ち切られましたがこれは避難者を分断するものです。避難解除されたわけではなく、今も戻ることはできないのです。

これら 3 つの議案は、原発事故の特異性にかんがみ、民事調停の申し立ては行なうべきではありません。

次に議員提出議案、請願について賛成の立場で意見を述べます。

議案 103 号、消費税 5%への緊急減税及びインボイス制度の中止等を求める意見書についてです。

新型コロナウイルスの影響は、くらしと生業に深刻な打撃を与えています。支援金、一時金の支給がありますが、県民のくらしは依然として厳しく、中小業者の営業を維持するものにはなっていません。「我慢は限界、もう店を閉めるしかない」「孫がリストラされ、80歳の祖母が働いている」など切実な声が寄せられています。

世界の 62 の国・地域では日本の消費税にあたる付加価値税の減税を実施し経済効果を上げています。いまこそ消費税 5%への減税を実施すべき時です。

また、適格請求書等保存方式いわゆるインボイス制度が 2023 年 10 月実施に向け本年 10 月から登録事業者の申請が始まりました。インボイス制度は、売り上げが 1,000 万円以下の免税事業者に、課税事業者になることを迫るなど負担を求めるものです。これにより中小事業者は、廃業につながりかねません。

よって、議案第 103 号は可決すべきであり請願第 87 号は採択すべきです。

次に議案第 108 号、全農業者対象の所得補償制度創設を求める意見書についてです。

旧農業者戸別所得補償制度は、多くの農業者から歓迎されてきましたが、2017 年で終了しました。米の直接支払交付金を廃止したことにより農家所得の低下を招き、昨年から米価下落の下で農業経営は大変な困難の中にあります。所得補償制度の復活が求められます。よって、議案第 108 号は可決すべきです。

次に請願第 90 号、新型コロナウイルス陽性者は原則入院の方針を堅持し大規模な臨時医療施設の設置を求めることについてです。

新型コロナウイルス感染症の感染者は本県では、第 5 波までに、9 千人を超え、死亡者は 174 人になり、自宅療養者は一時 500 人を超えました。自宅療養は、容体が急変しても直ちに対応できないばかりか、家族感染を広げます。

福井県では、「自宅療養者を生まない」と福井市内の体育館に軽症者むけの臨時病床を 100 床設置しました。次なる感染拡大に備え、県民の命を守るために入院を原則としてきたこれまでの方針を堅持し臨時の医療施設の設置が必要です。

よって、請願第 90 号は採択し、実現を目指すべきです。

以上で討論を終わります。

以上